

秋田県条例第三十七号

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「教科用図書選定審議会の委員」を「教科用図書選定審議会の委員
教育職員免許状再授与審査会の委員」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。